

警察職員のサービスの宣誓書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第4号

警察職員のサービスの宣誓書の様式を定める規則の一部を改正する規則

警察職員のサービスの宣誓書の様式を定める規則（昭和45年香川県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年香川県条例第6号）<u>第2条第1項</u>の公安委員会規則で定める様式は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>	<p>職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年香川県条例第6号）<u>第2条</u>の公安委員会規則で定める様式は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。